

# 第 49 回真庭市地域公共交通会議審議事項決議結果 (書面開催)

開催期間：令和 8 年 2 月 20 日～令和 8 年 3 月 2 日

<b>審議事項 (1) 真庭市地域公共交通計画(案)について</b>	
回答項目	委員 (14名)
・承認する (承認扱い含む)	<b>14</b>
・承認しない	<b>0</b>
計	<b>14</b>
意見：	
<b>1) 委員からの意見</b> 特になし	
<b>2) 専門員からの意見</b> ・P44 施策⑦のタイトルが P35 の施策一覧と異なります。 ⇒事務局で確認し修正いたします。	

<b>審議事項 (2) 真庭市地域公共交通利便増進計画(案)について</b>	
回答項目	委員 (14名)
・承認する (承認扱い含む)	<b>14</b>
・承認しない	<b>0</b>
計	<b>14</b>
意見：	
<b>1) 委員からの意見</b> 特になし	
<b>2) 専門員からの意見</b> 特になし	

**審議事項（３） 令和８年度地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助金・地域内フィーダー系統補助金)に関する変更認定申請について**

回答項目	委員（１４名）
・承認する（承認扱い含む）	14
・承認しない	0
計	14

意見：

**１）委員からの意見**  
特になし

**２）専門員からの意見**  
・議案（４）の変更により表１の各補助系等の系統キロ程に変更が生じるのではないのでしょうか。  
⇒令和８年４月改正コミュニティバスまにわくんの運行計画の変更に伴い、系統キロ程に変更が生じることが確認できたため事務局で修正いたします。

**審議事項（４） 令和８年４月改正コミュニティバスまにわくんの運行計画について**

回答項目	委員（１４名）
・承認する（承認扱い含む）	14
・承認しない	0
計	14

意見：

**１）委員からの意見**  
特になし

**２）専門員からの意見**  
特になし

※真庭市地域公共交通会議規則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 45 号)の規定により、議事は、委員の過半数の承認で決する。専門員は、説明および意見聴取のため会議に参加する。